

糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として策定する糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）について、広く市民の意見及び要望を計画に反映させるため、糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の基本的な考え方及び計画に規定すべき事項を検討すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項を検討すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員会の委員は、市民、各種団体等の代表者から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議に、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。